

令和8年度

災害対応特殊救急自動車  
仕様書

(胎内救急 1)

車載・携帯無線機新規  
除細動更新  
エクステンジャー  
AVM 移設

新発田地域広域事務組合消防本部

## 第1章 総則

### 1. 目的

この仕様書は、新発田地域広域事務組合消防本部（以下「発注者」という。）が令和8年度に導入する災害対応特殊救急自動車整備事業により整備する高規格救急自動車（以下「救急車」という。）のシャシ・艤装及び救急車に備える高度救命処置用資機材等これらに関する必要な事項について定める。

### 2. 適合法令

救急車及び資機材は、この仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法令等に適合、遵守し、緊急自動車として承認を得られるものであること。また、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱に定める「災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材」に適合するものであること。

- (1) 救急業務実施基準（昭和39年3月3日付自消甲教発第6号通知。以下「実施基準」という。）
- (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (3) 環境保全関係法令及び係る条例等の規定
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- (5) その他関係法令等

### 3. 救急車の機能

- (1) 救急隊員が救急処置を行うのに必要な車内容積及び機能を有すること。
- (2) 傷病者に及ぼす振動を最小限にして搬送できること。
- (3) 資機材及び付属品等の適切な収納が可能であること。
- (4) 資機材等への振動・衝撃を最小限にし、救急活動に支障のないようにすること。

### 4. 製作上の問題処理

製作に当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 仕様内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、承認を得て仕様書の一部を変更することができる。
- (2) 救急車製作にあたり、工業所有権その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者においてこれらの問題を解決し、その旨を発注者に報告すること。
- (3) 救急車、艤装品、資機材及び付属品等は、すべて最新製品とし、本仕様に基づいて精選された耐久性に富むものを使用すること。ただし、発注者支給品は除く。
- (4) 各装置及び資機材の取り付けは、すべて点検補修を考慮し、ボルト、ナット等により容易に脱着できるものとする。また、運行上の緩みや雨水等の浸水が生じないように確實丁寧に取り付けること。
- (5) 救急車の移動等にあつては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は、直ちに発注者に連絡するとともに、その被害については、受注者が一切の責任を負うこと。また、回送費用等もすべて受注者が負担すること。
- (6) 救急車に装備する資機材等は、本仕様書記載のもの、又はこれと同等以上のものとする。
- (7) 受注者は本仕様書に明示されていない事項であっても、救急車としての機能上及び操作上必要があるものについては、これらの物品の取付けを万全に施し、速やかな活動と十分な性能が発揮できるよう製作しなければならない。

## 5. 提出書類

### (1) 承認図書

受注者は、契約後速やかに発注者と細部打ち合わせを行うものとし、打ち合わせ後1か月以内に次の書類（A4版ファイル製本）を2部提出し、承認を受けるものとする。

- ① 製作工程表（完成検査予定日を記入すること）
- ② 救急車外観5図面（縮尺フリー）
- ③ 救急車諸元明細書
  - ア 電気系統配線図
  - イ 装備品取り付け図
  - ウ 使用資器材明細一覧表（メーカー及び型式）
  - エ その他発注者が指示するもの

### (2) 完成図書

受注者は救急車納入時、次の書類（A4版ファイル製本）を提出すること。

- ① 改造自動車等審査結果通知書の写し (3部)
  - ② 自動車検査証の写し (3部)
  - ③ 自動車、付属品及び資機材の取扱説明書、保証書及びカタログ (1部)
  - ④ 救急車及び資機材のトラブル時に対する連絡先(住所、会社名、電話番号) (1部)
  - ⑤ 緊急自動車届出確認証 (1部)
  - ⑥ 車庫証明書 (1部)
  - ⑦ 完成図面（外装、内装、配線及び配管の詳細含む） (3部)
- ### (3) 写真（電子図書）A4版ファイル製本 (1部)
- ① 製作工程に基づく状況を撮影したもの
  - ② 完成車の上部、前後及び両側面を撮影したもの（車両番号標識の見えるもの）
  - ③ 付属品
  - ④ 資機材取り付け状況及び艤装状況が確認できるもの
  - ⑤ その他発注者が指示するもの

## 6. 検査

### (1) 中間検査

製作工程及び積載品の取り付け製作中に中間検査を実施し、写真（電子図書）及び書類（2部）を提出し、発注者検査員の検査を受けること。

### (2) 納入検査

検査は、仕様書・承認図書及び打ち合わせ事項に基づき次により行う。

- ① 納入検査は、発注者が指示する日時及び場所で、発注者職員の立会いのもと、すべての艤装、塗装及び装備が完了した時点で行うものとし、納入期限までに補修又は調整ができる余裕日数を持つこと。
- ② 納入検査を受けようとする時は、事前に調整の上、当該検査の10日前までに書面により検査の依頼をすること。  
検査の結果、不適合又は不合格品と認められるものは、発注者の指示する日までに部品を取り替え、補修又は改修等を行い、再度検査を受けること。
- ③ 高度管理医療機器（生体情報モニター・除細動器等）については、適切な運用体制がとれるよう、資機材納入業者及び医療用具専門修理業者と連携すること。

## 7. 保証

保証期間は、メーカー保証以外は、納入検査日から1年間とする。ただし、保証期間以降であっても、発注者の責任と認められない不具合が生じた場合は、受注者の責任において、無償で修理又は取り替えを行うこと。

## 8. 納期等

- (1) 納入期限は令和9年3月31日(水)とする。  
ただし、天変地異、大規模な国際紛争、疫病、その他受注者の責めに帰することのできない場合は、納入期限について協議することができる。
- (2) 納入場所 胎内市新和町2番24号  
新発田地域広域消防 胎内消防署

## 9. その他

- (1) 救急車は、緊急自動車登録完了を済ませた後に納入すること。
- (2) 車両燃料及び資機材のバッテリー、電池等は直ちに使用できるよう、満杯の状態での納入すること。
- (3) 救急車及び資機材の取扱については、各専門業者による指導を受注者の責任において実施すること。

## 第2章 仕様

### 1. 主要諸元

- (1) 使用車両  
実施基準第10条に掲げる要件に適合する高規格救急自動車であること。
- (2) 駆動方式  
四輪駆動・オートマチックトランスミッション方式
- (3) 車両寸法及び乗車定員

① 車両	全長	5,800mm 以下
	全幅	1,800mm 以上、2,000mm 以下
	全高	2,600mm 以下(アンテナは除く)
	ホイールベース	2,900mm 以上、3,400mm 以下
② 傷病者室	長さ	3,200mm 以上
	室内幅	1,600mm 以上
	室内高	1,800mm 以上
③ 乗車定員	7名以上	
- (4) エンジン

① 総排気量	2,400cc 以上
② 最高出力 KW(PS)	108(147)以上
③ 使用燃料	レギュラーガソリン
- (5) メカニズム

① パワーステアリング
② チルトステアリング
③ SRSエアバック
④ ワンタッチ式パワーウィンドウ
⑤ 4輪ABS
- (6) 車両電源装置

① オルタネーターは、本車両の機能を十分発揮できる発電力を備えていること。
② バッテリーは、12V-100AH(5時間率)以上の電気容量を備えていること。
- (7) 寒冷地仕様とすること。
- (8) 令和8年式とすること。

### 2. 救急車の車体標準取付品及び付属品一覧は、別表1のとおりとする。

### 3. 車体の構造及び艤装(メーカー標準装備含む)は、次のとおりとする。

#### (1) 車体関係

- ① 車体は、全有蓋で密封式構造のものであること。
- ② 資機材の機能を損なうことなく安全かつ、確実に積載できるものであること。
- ③ 車体後部は、ストレッチャーによる傷病者搬入が容易に行われる構造とすること。
- ④ 緩衝装置は、資機材を用いた業務の遂行にあたり十分な性能を有すること。
- ⑤ バックドア及び側面ガラスは、発注者の指示によりくもりガラスとすること。
- ⑥ 集中ドアロック装置を運転席に設け、助手席、スライドドア部、後方の各ドアの施錠が可能であり、キーレスエントリーシステム(リモートコントロールエントリーシステム)であること。
- ⑦ 半ドア防止機能装置をスライドドア部及びバックドアに取り付けること。
- ⑧ フロント中央部に防錆加工及び危害防止板付の消防マーク(直径 150mm)を取り付けること。
- ⑨ けん引フックをフロントバンパー下部のシャシフレームに取り付けること。
- ⑩ 運転席及び助手席にサイドバイザーを取り付けること。
- ⑪ 助手席専用アウトサイドミラーを取り付けること。
- ⑫ 全車輪にマッドガード(泥除け)を取り付けること。
- ⑬ 運転席及び助手席の窓は、電動開閉式とすること。
- ⑭ フロントアンダーミラーを取り付けること。
- ⑮ 左右後輪前部には、スモールライト連動式路肩灯(メーンスイッチ付)を取り付けること。
- ⑯ ヘッドランプ(LEDランプ)は、オートレベリング機能付であること。
- ⑰ フロントフォグランプ(LED)を設けること。
- ⑱ ルーフサイド及びバックドアにLED作業灯を取り付けること。
- ⑲ リヤワイパーを取り付けること。
- ⑳ ルーフサイド左右にサイドフラッシャーランプを取り付けるか、若しくはサイドミラーにウインカーランプを取り付けること。
- ㉑ 助手席後部にパーテーションボードを取り付け、無線装置及び車両情報端末装置(以下「AVM装置」という。)の一部を収納できる構造にすること。(AVM収納庫を代用することも可とする。)
- ㉒ 盗難防止装置を取り付けること。
- ㉓ 各タイヤのホイールはアルミホイールにすること。
- ㉔ マフラーは車両後部に取り付けること。
- ㉕ 運転室を除く左側面及びバックドアの窓ガラスには、患者室のプライバシーを保護するために暗色ガラスを用いるとともに、下1/2はくもりフィルムを貼り付けること。また、上1/2に調光フィルムを貼り付け、スイッチで「透明⇄くもり」に切替えできる構造とすること。なお、右側面の窓ガラスにはくもりフィルムを貼り付けること。

#### (2) 内装関係

- ① ベッド頭部側の座席とベッドの空間及び室内高は、実施基準第14条に定める資機材を用いた業務の遂行に支障のないものであること。
- ② バックドア(後部はね上げ式)の昇降口は、ストレッチャー等の機能を損なうことなく、安全かつ、確実に傷病者を車内収容できる構造とすること。
- ③ 仰臥位の傷病者の体位変換が可能な機能を有すること。
- ④ ストレッチャー積載架台は、次の機能を有すること。また、救急活動をより効率的に行える工夫がされていること。
  - ア メインストレッチャーを安全確実に固定できる装置とすること。
  - イ 遠心力、加速度等により生じる揺れを十分に吸収できるものとすること。
  - ウ 左右どちらからでも救急処置が施せるよう、防振ベッドは左右スライド式(手動式)とし、任意の位置で固定できる構造とすること。
  - エ 防振ベッドに搬入を補助するためのガイドを取り付けること。(別途協議)
  - オ 頭部側に傷病者用ヘッドパッドを取り付けること。

- ⑤ 防振ベッド用メインストレッチャーに枕を取り付けること。
- ⑥ 防振ベッド頭部側に、はね上げ式座席を設けること(後ろ向き)。
- ⑦ 可倒式でヘッドレスト付隊員席を傷病者室左側に設けること。
- ⑧ 同乗者用横向きシートを設けること。
- ⑨ すべての座席にシートベルトを取り付けること。
- ⑩ 酸素ボンベ 9.4 規 アルミ 2 本は、収納庫付き専用架台で取り付けること。
- ⑪ 固定酸素吸入装置については、加湿流量計付酸素吸入口を 2 口以上及び高圧酸素ジョイント 3 口 (ジュンロン) 以上の機能のものを患者の起き上がりに支障のないよう傷病者室右側面に取り付け、傷病者室から視認できない構造で酸素ボンベ収納庫より高圧配管で接続すること。
- ⑫ アシストグリップを次の箇所に取り付けること。
  - ア 傷病者室天井の前後縦方向 (延長型)
  - イ 傷病者室右側前
  - ウ 傷病者室右側後
  - エ バックドア開口部付近 (大型)
- ⑬ 輸液ピンホルダーを次の箇所に取り付けること。
  - ア 傷病者室天井部 固定 2 個
  - イ 傷病者室右ルーフサイド 固定 2 個
- ⑭ バックドア内側には、標準ストラップの他にバックドアストラップを追加すること。
- ⑮ バックドアカーテンは取り外すこと。
- ⑯ A3 サイズの地函入れボックスを運転席後面に取り付けること。
- ⑰ 運転席背もたれ後部に資機材が収納又は固定できる構造の収納庫を取り付けること。また、その他の備品が適切に収納できる工夫がされていること。
- ⑱ ティッシュ/マスク/グローブボックスを容易に使用できる箇所に収納できる機能を有すること。
- ⑲ ルーフサイド収納庫(資機材落下防止扉付)を傷病者室上部前後左右 4 か所程度取り付け、仕切棚、施錠装置、LED ランプを発注者の指示により取り付けること。
- ⑳ 傷病者室右側後部に医療資器材を格納する大型収納庫(扉付)を取り付けること。
- ㉑ 傷病者室にスクープストレッチャー及びバックボードの収納装置を設け、飛び出し防止措置を施すか固定すること。
- ㉒ 傷病者室右側面部に、次に掲げるものを取り付けること。
  - ア 患者回路等が収納できる収納庫を取り付けること。
  - イ センサー類汎用ポケットを右側上部に取り付けること。
  - ウ 吸引カテーテル保持パイプ (C 型フック付) を定置型吸引器用吸引ポンプ脇に取り付けること。
  - エ 傷病者室内に、B4 サイズの書類が入る収納庫を設けベルトを取り付けること。
  - オ 時計、室温計を傷病者室右側に、視認しやすい角度で取り付けること。
- ㉓ 傷病者室床面は防水処理をすること。
- ㉔ 傷病者室左側前向き座席下に消火器及び予備 2L 酸素ボンベ固定台を取り付けること。
- ㉕ ホワイトボード (A4) を傷病者室内の発注者が指示する箇所に取り付けること。
- ㉖ 助手席用インナーミラーを取り付けること。
- ㉗ 隊員用ヘルメットを、活動に便利でなおかつ他の機能に干渉しない場所に取付けられる機能を有すること。
- ㉘ 助手席後部パーテーションボードの傷病者室側に自動心肺蘇生器等の収納するための収納庫を取り付けること。
- ㉙ 車内活動に支障ない場所に、編み上げ靴 3 足を搭載するスペースを有していること。
- ㉚ 傷病者室の指定された小型空気滅菌機を収納棚の扉と干渉しないよう体裁よく取り付けること。

\* 内装関係についての位置や構造上で疑義がある場合は、別途協議する。

(3) 電装関係

① 照明関係

- ア 天井左右に、救急業務に支障のない照度を有する前後独立調光機能付 LED 灯を室内に突出しないように設けること。
- イ 患者灯(角度調整機能付、スポットライト)は、傷病者室左右に取り付けること。また、患者灯調光器を取り付けること。
- ウ フレキシブルアーム式マップライトを運転席及び助手席のピラーに取り付け、アーム基部にスイッチを取り付けること。
- エ 角度調節機能付スポットライトをバックドア内面に設け、直近壁面にスイッチを取り付けること。
- オ 助手席上部に LED 灯を取り付けること。

② 資機材電源関係

- ア 資機材に必要な電気容量を確保すること。
  - イ 電源を必要とする資機材の電源については、すべて車両キーACC 連動式とすること。ただし、電源が必要な車両装備を除く。
  - ウ 正弦波 300W 以上のインバーターを酸素ボンベ設置場所の付近に設置し、傷病者室に 2 か所（取り付け場所については、別途指示）、2 口の交流 100V コンセントを設けること。また、資機材に必要な形態で出力できるよう傷病者室に、適宜電源コンセントを必要数設けること。
  - エ 上記コンセントとは別に、3 口の交流 100V コンセント(吸引器及び携帯電話器用)を設けること。なお、取り付け場所については、別途指示する。
  - オ 車載型無線電話装置（以下「無線装置」という。）は、別に常時電源を取ること。
  - カ 外部 AC 入力コンセントを取り付けること。仕様についてはマグネット付コンセントとしリアバンパー右に取り付けること。
  - キ AC100V 電源自動切換改造(出力コンセントのみ)を取り付けること。
  - ク DC12V 電源自動切換改造(吸引器+室内蛍光灯+医療機器コンセント+生体情報モニター)を取り付けること。
  - ケ 傷病者室後ろ向きシート下部に定温庫用コンセント（3P）を取り付けること。
- ③ サイレンは、「救急自動車に備えるサイレンの音色の変更について」（昭和 45 年 6 月 10 日付消防第 337 号通知）の「救急自動車に備える電子サイレンの概要」（ピーポーサイレン）に適合するものとする。
- ④ 電子サイレン(ピーポー/ウー音)を取り付けること。また、助手席でも操作可能な位置に押しボタン式スイッチを増設し、恒久的な表示をすること。
- ⑤ サイレンアンプは、音声合成装置(メインスイッチ付)及び拡声装置を有し、伸縮コードでマイク付とする。
- ⑥ ウィンカースイッチ連動の左右音声(メインスイッチ付)を女性音声で入れること。
- ⑦ 音声合成装置、1チャンネル、2チャンネル、3チャンネルの外部取り出しスイッチを運転席と助手席の 2 か所に 3 個ずつ設けること。
- 1チャンネル 救急車が通ります。進路を譲ってください。（女性音声）
  - 2チャンネル 交差点に進入します。注意してください。（女性音声）
  - 3チャンネル ご協力ありがとうございました。（女性音声）
- ※音声の詳細については、別途協議
- ⑧ 後退警報機(音声合成)を設けること。また、運転席に ON/OFF スwitchを取り付けること。
- ⑨ フレキシブルマイクを運転席右側ピラーに取り付け、個別スイッチを設けること。
- ⑩ 大型フロント散光式警光灯(LED 式)を屋根前面に、大型リヤ散光式警光灯(LED 式)を後部に取り付けること。

- ⑪ 赤色点滅灯(LED式)をフロントバンパーに2灯取り付け、サイレンスイッチ及び赤色灯スイッチと連動させること。
- ⑫ フロント及びリヤの大型散光式警光灯は、緊急走行時にウー音スイッチや合成音声スイッチ、またパーキングブレーキと連動し活動状況に応じて発光パターンが自動的に変化する機能を有すること。
- ⑬ 十分な冷暖房機能及び換気機能を有すること。
- ⑭ 電子サイレンユニット、散光式赤色警光灯、無線装置及びその他各種電装品のスイッチ類は、他の指示がある場合を除きインパネ中央部に集中配置し(傷病者室照明等は除外)、運転席、助手席双方から容易に操作できる構造とすること。
- ⑮ 電子サイレンユニット、無線装置及び各種スイッチ類は体裁よく整然と取り付け、スイッチはそれぞれ恒久的な表示をすること。
- ⑯ モーターサイレンを取り付けること。またスイッチを増設しテストスイッチを取り付けること。
- ⑰ ドライブレコーダーを取り付けること。なお、カーナビゲーションシステムとは連動させないこと。
- ⑱ バックモニター内臓デジタルインナーミラー(カメラ洗浄付き)を取り付けること。
- ⑲ カーナビゲーションシステム(バックガイドモニター付き・TVチューナーレス)を取り付けること。

#### (4) 無線装置関係

機器の取り付け方法は、次のとおりとする。

- ① 無線装置(新規更新デジタル無線機)及びAVM装置等(発注者が指定する車両から移設)は、運転室内に体裁よく取り付け、無線機本体と受話器台を設けること。AVM装置のモニター用台を地図入れ前付近に設けAVM装置のディスプレイ、無線機本体及び受話器台を設けること。(別途指示)
- ② 送受話器は、ハンドセットとし運転室にブラケットを用いて取り付けること。また傷病者室にも運転室と同様に、ハンドセットを取り付けること。
- ③ 各装置の取り付けにあたり、発注者が指定する業者と打合せを行い、必要に応じて技術的な指導を受けること。
- ④ 無線装置には専用配線(新品)を設けること。また、アンテナ配線は、取り付け位置まで隠蔽配線とすること。(別途指示)
- ⑤ 車体に必要であれば、無線装置等の高周波雑音防止装置(アースボンディング)を施すこと。
- ⑥ 運転室及び傷病者室に埋設型モニタースピーカーを取り付けること。(別途指示)
- ⑦ ルーフ上部にアンテナベースを設置し、無線アンテナ(新品)を取り付けること。

#### (5) 塗装関係(別紙 塗装・文字入れ詳細 参照)

- ① 車体の塗色は、白色とし、車体全周囲に赤帯(76.2mm幅)、又はカッティングシートによる仕上げを行うこと。(前面以外の赤帯については3M™ダイヤモンドグレード™コンスピキュイティシートPX9470シリーズ又は同等品の反射材を使用すること。)また前面及び側面については赤帯上部に白帯(25.4mm幅)の反射材を側面、後部については車両下部に蛍光黄緑帯(50.8mm幅)の反射材をカッティングシートにより仕上げを行うこと。耐久性に富む上質塗料による仕上げを行うこと。
  - ア 車体は、完全な錆止め処理(タフコート又は同等処理)を施すこと。
  - イ 車体の塗色補修用塗料として、白色塗料を用意すること。

## ② 文字の記入

- ア 場 所 車体上面（対空標示）  
文 字 「新発田」「胎 A1」2 段書き  
書 体 丸ゴシック  
字 色 青色  
大きさ （別途協議）
- イ 場 所 車体前方及び後方（別途指示）  
文 字 「胎内 1」（横書き）  
大きさ 70 mm角  
書 体 丸ゴシック体  
字 色 青色
- ウ 場 所 車体両側面（別途指示）  
マ ー ク 「シンボルマーク A」（詳細は別途指示）
- エ 場 所 車体後部ドア（上部）  
マ ー ク 「シンボルマーク B」（詳細は別途指示）
- オ 場 所 車体後方  
文 字 「新発田広域消防」（横書き）  
大きさ 100 mm角  
書 体 丸ゴシック体  
字 色 青色
- カ 場 所 車体側面上部（サイドウインドウ上部ボディ部分）両側（別途指示）  
文 字 「SHIBATA FIRE DEPT.」（横書き）  
書 体 HGP 明朝 E  
字 色 青色
- キ 場 所 車体両側面（別途指示）  
文 字 「新発田広域消防」（横書き）  
大きさ 150 mm角  
書 体 丸ゴシック体  
字 色 青色
- ク その他の文字入れ、また細部については別途指示する。
- ケ 「緊急消防援助隊 新潟県隊」のマグネットを4枚作成すること（別途指示）

## 4. 資機材の取り付け方法は、次のとおりとする。

- (1) 携帯型電動吸引器、自動体外式除細動器は傷病者室右側の指定した位置に、専用固定装置を設けて指定した方法で、体裁よく機能的に取り付けること。  
ボンベ庫上収納、携帯型電動吸引器の取り付け位置に関し別途協議で可とする。  
なお、人工呼吸器は使用しやすいようにすること。
- (2) その他特別に指示がないものは、メーカー標準装備に準ずる。

### 第3章 補則

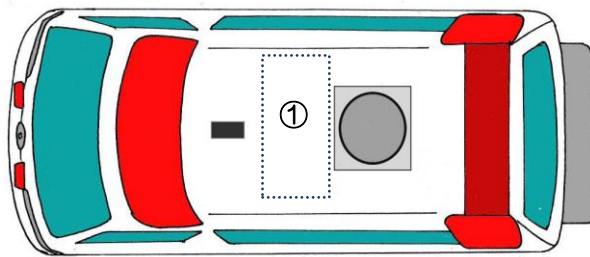
1. 救急車納入前に、新潟運輸支局の行う車両新規検査事務に伴うすべての事務手続きを行い、検査に合格しなければならない。
2. 救急車は、新規登録後、各部清掃手入れをしたのち納入するものとする。
3. 積載品等について、届出や申請手続きが必要なものについては、諸費用を含め受注者がすべて負担するものとする。
4. 新規登録・検査に要する諸費用のうち、「自動車損害賠償責任保険料」、「自動車重量税」及び「自動車リサイクル料」は、発注者が別途負担するため、入札価格に含まないものとする。ただし、これ以外に要する費用は、受注者がすべて負担するものとする。
5. 救急車の最終検査終了後、車両及び装備品の取り扱いについて、専門係員を派遣し、2回以上の指導講習を行うものとする。
6. 受注者は、資機材、無線装置等の取り付けにあたっては、関係者間で入念な打ち合わせを行い、救急業務の運用に支障のないようにすること。
7. 受注者は、救急車納入後、発注者が廃車する車両・資機材に関する事項について指示を受けるものとする。なお、これらに係る費用は受注者が負担すること。
8. サブストレッチャー、手洗い装置、輸液ポンプ取付けパイプは不要とする。
9. 製造上において、本仕様について不明な点や疑義が生じた場合は、発注者担当者まで連絡すること。

別紙

塗装・文字入れ詳細

(注：記入位置を参考にするものであり車両等を限定するものではありません)

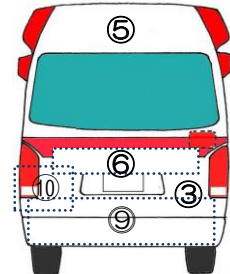
対空表示



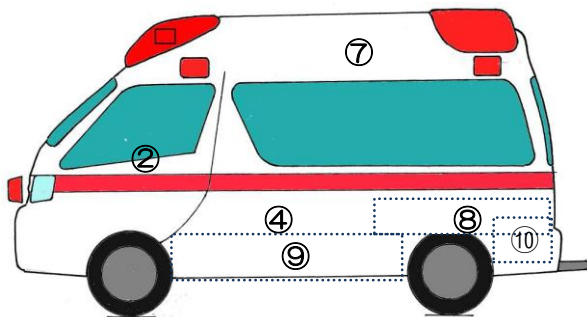
前面



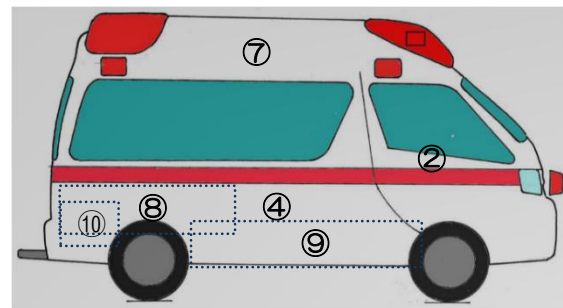
後面



右側面



左側面

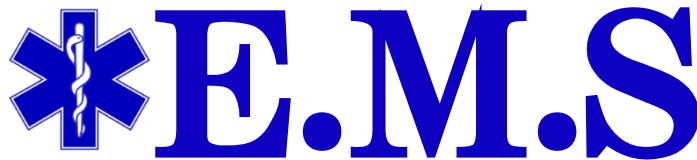


シンボルマーク A

シンボルマーク B



E.M.S



エリア	表示名	文字色	字体	サイズ等
①	「新発田 胎 A1」	青	丸ゴシック	
②	赤帯+白帯 (赤帯上部)	赤 白	—	PXテープ 76.2mm幅 (赤) 25.4mm幅 (白) 前面は標準赤
③	「胎内 1」	青	丸ゴシック	70mm角
④	シンボルマーク A	—	—	
⑤	シンボルマーク B	—	—	
⑥	新発田広域消防	青	丸ゴシック	100mm角
⑦	SHIBATA FIRE DEPT.	青	HGP 明朝 E	
⑧	新発田広域消防	青	丸ゴシック	150mm角
⑨	帯線	蛍光黄緑	—	PXテープ 50.8mm幅
⑩	新潟県	青	丸ゴシック	70mm角